

## 集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の早期創設を求める会長声明

今日、多くの消費者を巻き込んだ消費者被害事件の発生は後を絶たず、2010年度の全国の消費生活相談の件数は約89万件、宮崎県における消費生活相談は約9900件と、依然として高い水準が続いている。しかし、現在の訴訟制度を利用して被害回復を図るためには、相応の時間や費用・労力を要するため、事業者に比べて情報力・交渉力・資力で劣る消費者は、被害回復のための行動を起こすことが困難という状況がある。また、従来の消費者団体訴訟制度においては、適格消費者団体が損害金等の請求をすることまでは認められていないため、消費者の被害救済には必ずしも結びついていないという現状がある。

そこで、2009年のいわゆる消費者庁国会の際、この制度の必要性が審議され、消費者庁関連3法の施行後3年（2012年）を目途として、新たな制度について検討を加え必要な措置を講ずることが附則として盛り込まれた（消費者庁及び消費者委員会設置附則6項）。

このような経緯で、内閣府消費者委員会の集团的消費者被害救済制度専門調査会において新たな訴訟制度が審議され、2011年8月には報告書が取りまとめられ、これを受けて、消費者庁は、同年12月に「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」を公表し、その法案を準備している。

この骨子に基づく制度案は、共通争点を有し多数発生している消費者被害を対象事案とし、手続追行主体を内閣総理大臣が認定する適格消費者団体に限定した上で、訴訟手続を二段階に区分し、一段目の訴訟で事業者側の法的責任が認められた場合に、二段目で個々の被害者が参加して、簡易な手続で被害額を確定して被害回復を図るという仕組みとなっている。

本制度案は、消費者にとって費用・労力の面で現行制度より負担が軽減されるとともに、対象事案も事業者が紛争全体を見通すことのできる契約関係を中心に選定するなど、事業者側にも配慮のあるものとなっている。

よって、当会は、政府及び国会に対し、上記制度案を骨子とする集团的消費者被害回復に係る訴訟制度について、早期にその創設を図るよう強く要請する。

平成24年8月2日

宮崎県弁護士会会長 松田幸子